

自然環境保全条例施行規則の改正の概要

1 改正の理由

令和7年4月1日施行の海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）において、不定期航路事業が、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業及び貨物専用不定期航路事業に区分して定義されたことに伴い、改正法を引用している自然環境保全条例施行規則について、規定の適正化を図る必要があるため。

2 改正の概要

改正法の施行に伴い、自然環境保全条例施行規則第10条第9号イにおいて規定している「第20条第1項又は第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた」について、「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改正する。

3 経過措置の規定

改正法附則第3条第2項及び第6条第5項を踏まえ、次のとおり、附則に経過措置を設ける。

- 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、改正後の第10条の規定を適用する。
- 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の第10条の規定を適用する。

4 施行期日

公布の日